

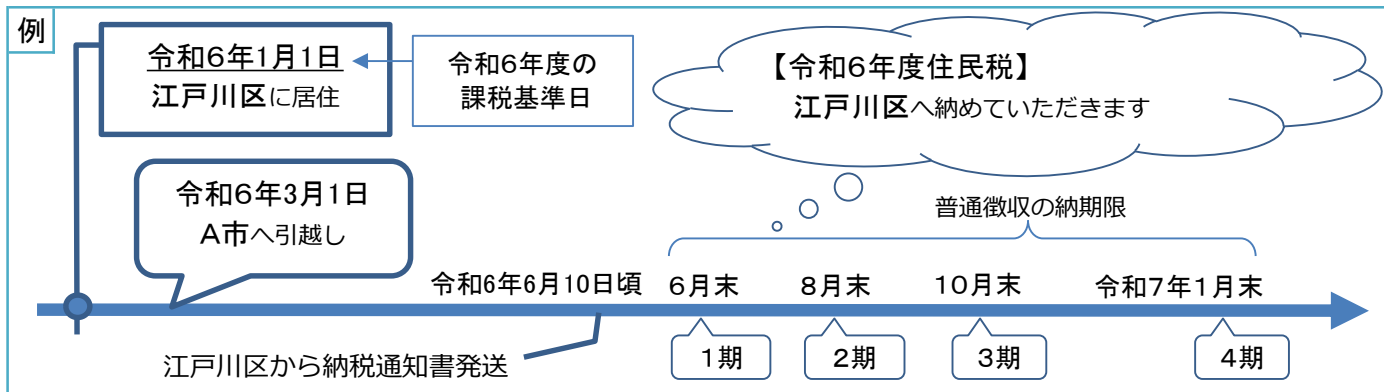


# 住民税

納付先は **江戸川区** です。

\* 住民税：特別区民税・都民税

住民税は、1月1日に住所がある市区町村で課税されます。例のように、令和6年1月1日現在江戸川区にお住まいだった方は、転出した場合でも令和6年度住民税は、江戸川区に納めることになります。



【納税に関するお問い合わせ】 区役所 本庁4階1番  
総務部 納税課 電話:03-5662-1013

## ※海外へ出国する場合

ご本人の代わりに納税通知書を受け取り、納税していただく**納税管理人の選任**が必要です。  
出国の前に手続きをお願いします。

【納税管理人に関するお問い合わせ】 区役所 本庁4階2番  
総務部 課税課 電話:03-5662-1009

# 軽自動車税

**変更の届出**が必要です。

\* 定置場：使用の本拠の位置

軽自動車税は、**4月1日**時点での所有者が、**定置場の住所がある市区町村**で課税されます。  
転出に伴い定置場や所有者が変わる場合は、**速やかに廃車・名義変更等の手続き**をお願いします。

【軽自動車税の納期限】 **5月末日**（土日祝は翌営業日が期限）

※納税通知書は5月10日頃発送



### 【廃車・名義変更に関するお問い合わせ】

○原動機付自転車・小型特殊自動車(江戸川ナンバー)

江戸川区役所 課税課 諸税係 電話:03-5662-1007

※手続きは、区役所 区民課・各事務所の庶務係で行います。

○二輪の軽自動車・二輪の小型自動車(足立ナンバー)

東京運輸支局 足立自動車 検査登録事務所 電話:050-5540-2031

○軽自動車(足立ナンバー)

軽自動車検査協会 東京主管事務所 足立支所 電話:050-3816-3102